

「ナッジ等を活用した食品ロス削減行動促進事業業務委託」提案書評価基準

1 基本的な評価事項

表1から表3の提案評価項目に基づき評価を行う。

表1 実績、実施体制

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
①実績・経験	申請者が過去5年以内に国や自治体等から「ナッジ等を活用した食品ロス削減行動促進事業業務委託説明資料」4業務概要（1）業務詳細に記す内容に類似する業務の受託実績があるか。（他の事業者との共同実施を含む。）	20			
②業務の実施体制	本委託業務の内容・業務量を理解し、業務管理者および従事者の配置計画、具体的な業務経験内容、本業務と他の担当業務との従事割合などからみて、業務を実施するための体制が整っていると判断できるか。また、フォロー体制が整っているか。	10			
評価の合計		30			

表2 業務に関する提案

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
業務の提案内容と実現性	【食品ロス量調査①】 計量の方法が具体的かつ現実的な方法で提案されているか。	10			
	【食品ロス量調査②】 計量の項目、手法について、具体的根拠が示されているか。	20			
	【食品ロス量調査③】 店舗との協力体制及び調査人員体制が確保されているか。	10			
	【ナッジ①】 ナッジ等の行動デザインに対する理解があるか。	20			
	【ナッジ②】 ナッジ介入案について、店舗への負担が考慮されており、かつ実現可能な提案内容となっているか。	10			
	【ナッジ③】 提示したナッジ介入案の効果が示されているか。	20			
	【効果検証】 データに基づく分析等、効果的な分析を行う能力が備わっているか。	20			
	【見積金額】 総事業費の積算が妥当か。	10			
	【その他①】 実証後の普及を考慮した提案となっているか。	10			
【その他②】 本事業の効果を高める新たなアイデアが提案されているか。	10				
評価の合計		140			

表3 企業としての取組及び市内中小企業

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
①ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	2			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	2			
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば2点			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得				
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得				
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得	2			
②障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	2			
③市内中小企業	「令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿」に、市内中小企業として登録されているもの	5			
評価の合計		15			

合計点	
-----	--

2 評価方法

- (1) 表1「実績、実施体制」表2「業務に関する提案」の評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
 10点満点の場合は、A=10点、B=8点、C=6点、D=2点、E=0点
 20点満点の場合は、A=20点、B=16点、C=12点、D=4点、E=0点とする。
- (2) 企業としての取組の「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」「障害者雇用」について、該当する場合は2点加点する。
- (3) 「令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿」に、市内中小企業として登録されているものは、5点加点する。
- (4) 同点の場合の取扱い
 ア 評価結果が同点の場合には、業務に関する提案の合計点が最も高い者を特定する。
 イ 業務に関する提案の合計点数も同点の場合には、実績・経験の点数が最も高い者を特定する。
 ウ 実績・経験の点数も同点の場合には、提示金額の低い者を特定する。
 エ 提示金額も同額の場合には、くじで特定する。
- (5) 基準点
 ア 評価結果が1位であっても、基準点に満たない場合は委託しないものとする。
 イ 基準点は、表1「実績、実施体制」及び表2「業務に関する提案」の合計点の満点の2分の1とする。